

会議案第13号

芽室町議会委員会条例中一部改正の件

芽室町議会委員会条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成19年12月21日提出

芽室町議会議会運営委員長 川口 勝

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例

芽室町議会委員会条例（昭和62年芽室町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部」を「総務課、企画財政課、税務課」に改め、同条第2号中「住民福祉部」を「住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、特別養護老人ホーム」に改め、同条第3号中「経済部」を「産業振興課、建設都市整備課、水道課」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

説 明

機構改革に伴う部制の廃止により、条例中の関係規定の一部を改正するものであります。

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 <u>総務課、企画財政課、税務課</u>、出納課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生常任委員会 6人 <u>住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、特別養護老人ホーム</u>及び公立芽室病院事業に関する事項</p> <p>(3) 経済常任委員会 6人 <u>産業振興課、建設都市整備課、水道課</u>、農業委員会及び上水道事業に関する事項</p> <p>附 則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 <u>総務部</u>、出納課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生常任委員会 6人 <u>住民福祉部</u>及び公立芽室病院事業に関する事項</p> <p>(3) 経済常任委員会 6人 <u>経済部</u>、農業委員会及び上水道事業に関する事項</p>